



募 集

障害児補助指導員

- 資格・人数 保育士の方や教員免許などを持っている方・若干名
- 業務内容 発達に遅れがある幼児の指導員
- 勤務場所 こどもの発達センターひいらぎ(住吉会館1階)または分室ひよっこ(西原保育園内)
- 期間 4月1日～平成26年3月末
- 賃金 時給1,040円(有資格)・940円(無資格)
- 履歴書・資格証の写しを、3月15日(金)までに、〒202-0005住吉町6-15-6 住吉会館内「子ども家庭支援センター発達支援係」へ郵送または直接持参。
- ◆こどもの発達センターひいらぎ (☎042-422-9897)

生活福祉課嘱託員(平成25年度採用)

- 職種・人数 家庭相談員…1人
- 募集案内 3月15日(金)まで、生活福祉課(田無・保谷庁舎1階)で配布。
※市HPからダウンロード可。
- 試験日・選考方法 3月23日(土)・面接試験
- 申込期限 3月15日(金)午後5時
- ※受験資格・仕事の内容などの詳細は、募集案内をご覧ください。
- ◆生活福祉課 (☎042-438-4025)

市議会定例会

第1回市議会定例会は、3月6日(水)から開催される予定です。

本会議・委員会は傍聴できます。日程などは、決まり次第市議会HPに掲載しますのでご覧ください。

なお、請願・陳情の提出期限などについては、議会事務局へお問い合わせください。

◆議会事務局 (☎042-460-9861)

傍 聴 審議会など

■社会教育委員の会議

時 3月15日(金)午後2時～4時

場 保谷庁舎3階

内 社会教育施策の今後のあり方について

定 5人

◆社会教育課 (☎042-438-4079)

副市長、監査委員が退任

加藤光章副市長と岡山修策監査委員は、2月17日付で退任しました。

◆秘書広報課 (☎042-460-9803)

◆監査委員事務局 (☎042-460-9870)

市内産農産物の放射能検査結果

東京都が検査した西東京市内産の農産物は、全ての検体が検出限界値未満(ND)でした。検査結果の詳細は下記のとおりです。

検査品目	採取日	検査結果【放射能濃度(Bq/kg)】		
		ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
ダイコン(露地栽培)	平成24年11月6日	測定せず	ND (<5)	ND (<7)
ニンジン(露地栽培)	平成25年1月28日	測定せず	ND (<5)	ND (<6)

※[ND]とは、検査機関の分析による検出限界値未満を示します。

※農林水産物の放射性セシウムの新基準値は、セシウム134とセシウム137の合計で、100Bq(ベクレル)／キログラムです。放射性ヨウ素は半減期が短いため、基準値の設定はありません。

◆産業振興課 (☎042-438-4044)

自転車は自転車駐車場に置きましょう

自転車・バイクは、手軽で便利な交通手段の一つとして皆さんに利用されていますが、駅周辺の歩道や路上への放置が後を絶ちません。

歩道は、高齢者の方・障害のある方・子どもなど、さまざまな人たちが利用します。こうした歩道に自転車・バイクなどが放置されると、利用する方の通行の障害となるばかりではなく、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。

通勤・通学・買い物などで自転車・原付バイクなどを利用する際は、一人一人が責任を持って自転車駐車場などを利用しましょう(原付バイクは場所により制限あり)。

各駅周辺には自転車駐車場があります。利用の際には、係員の指示に従ってください。また、混雑時は他の利用

者の迷惑にならないように、無理な駐車をしないでください。

◆道路管理課 (☎042-438-4057)



3月は自殺予防月間です

東京都では、自殺のない社会を目指して自殺防止に取り組んでおり、以下のような特別相談などを実施予定です。

【電話による特別相談の実施】

◆東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～
☎0570-087478 3月11日(月)～15日(金) 5日間とも24時間

◆多重債務110番
☎03-3235-2400 3月4日(月)・5日(火) 午前9時～午後5時



寄せられた意見の概要や市の検討結果をお知らせします

下表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。全文については、情報公開コーナー(両庁舎1階)・市HPをご覧ください。

事案名 地域主権改革に伴う市の条例整備(素案)

【公表日】2月20日(水) 【意見募集期間】平成24年12月1日(土)～28日(金) 【意見件数】4件(3人)

◆企画政策課 (☎042-460-9800)

お寄せいただいた意見	市の検討結果
1.西東京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(新規制定) 国基準に準じたものにするには賛成。しかし、どの事業も運営が厳しい状況と聞いている。地域に必要な事業であり、西東京市の指定でもあることから、市として何らかの支援が必要ではないかと思う。	介護サービスの質の向上、円滑な提供等を図るため、西東京市介護保険連絡協議会を定期的に開催し、各種情報提供や研修会の開催、事業者相互の連絡体制の確保等の支援を行っています。 また、平成24年4月の介護報酬の改定では、経過措置を講ずることなく介護報酬を算定し、事業者の参入促進・介護従事者の処遇改善等を行っています。 ◆担当課：高齢者支援課(☎042-438-4030)
3.西東京市立公園条例(一部改正) 公共オープンスペースを市内の地域ごとの特性に応じて柔軟かつ複合的に活用するため、「都市公園に設けられる建築物の建築面積割合の基準」については、市内を一律に定める方法を採用しないとともに、公園審議会等を活用し、個々の都市公園ごとに定める方法や都市公園の種別ごとに定める方法を許容する内容の条例改正を行ってほしい。	公園の防火・防災機能、景観面といった多様な公園機能を十分に発揮するためには、オープンスペースを確保することが必要であると考え、基準を100分の2としました。 また、個々の都市公園や種別ごとではなく、施設の種類(休養施設、運動施設、災害応急対策に必要な施設など)に建ぺい率を上乗せする措置を設けることにしています。 ◆担当課：みどり公園課(☎042-438-4045)
7.西東京市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例(新規制定) 歩道と車道の段差を造らない構造にしてほしい。2cmでも段差があると、車椅子や自転車にとっては転倒の危険がある。 また、狭い道は一方通行にする、制限速度を低く抑えるなどの工夫をして、市内の道を車椅子やベビーカー、自転車も安心して通れる道にしてほしい。	歩道の縁端の段差・高低差・勾配は、車椅子使用者・高齢者等には無いことが望ましく、視覚障害者には、歩車道境界を識別する手がかりとして、ある程度あることが望ましいなど、道路利用者によって望ましい構造が異なっています。 縁端構造は2cmを標準としていますが、整備区域の利用者状況を調査し、必要であればご意見等を伺い、検討したうえで縁端構造を決定したいと考えています。 他のご意見につきましては、今回の趣旨と異なるため参考意見として伺います。 ◆担当課：道路建設課(☎042-438-4054)
地域主権改革に伴う市の条例整備(素案)全般について パブリックコメントを踏まえた変更以外の変更箇所を特定するのを容易にするため、素案で示されている考え方と議会に提出した条例案との差異を一覧にして公表してほしい。	議会に提出する条例案は、総合的に検討した内容となるため、パブリックコメントを踏まえた変更以外の変更箇所を明確にできない可能性があります。わかりやすい公表については、今後の検討課題とさせていただきます。 ◆担当課：企画政策課(☎042-460-9800)

次の条例については、意見募集期間内に寄せられたご意見はありませんでした。

- 西東京市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(新規制定)
- 西東京市営住宅条例(一部改正)

- 西東京市高齢者アパート条例(一部改正)
- 西東京市市道の構造の技術的基準を定める条例(新規制定)
- 西東京市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例(新規制定)
- 西東京市下水道条例(一部改正)